

# 日本脳炎精製不活化ワクチン

平成23年12月8日(告示第2336号)一部改正

動生剤基準の日本脳炎精製不活化ワクチンの3.4.3、3.4.7及び3.4.8に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。

また、小分製品について同基準の日本脳炎精製不活化ワクチンの3.2.1の規定を準用して試験を行うものとする。